

問Ⅷ—1—④（公益目的事業か否かの判断④）

事業について、別表各号に該当しているかの判断はどのように行うのですか。

答

1 公益目的事業の定義は、

A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、

B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

ですので、当然、事業の目的や内容から、別表のどの号に該当しているのかを判断することとなります。

2 上記判断に当たり、定款上の事業や目的が抽象的である場合などには、当該事業が定款上の事業や目的に根拠があるかの判定ができません（公益認定等ガイドライン I 1 参照）。このため、定款における事業や目的に関する規定は、公益目的事業に即して明確で具体的に定められているのが適当です。

（補足1）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については問Ⅷ—1—①をご参照ください。

（補足2）現在一般に公益と考えられているような事業であれば、別表各号のいずれかに該当するものと考えられますが、これは現在公益法人が行っている事業について別表該当性を判断しないということの意味するものではありません。

（補足3）定款上の目的は公益目的事業を列挙して定める必要はありませんが、以下の例に掲げる程度に、主な公益目的事業に即して定めるのが適当です。

（定款の目的の望ましい例）

例1：「この法人は、在宅療養中の患者が安心して療養生活を過ごせるよう訪問看護事業等を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。」

例2：「この法人は、〇〇地域の大学の在学学生で成績優秀で向学心を有する者のうち、経済的事情により就学が困難な者に対する学資の支給等を行うことにより、青少年の健全育成に貢献することを目的とする。」

（補足4）申請書類には、申請者が該当すると考える別表の号及び該当理由を記載する欄があります。

「事業の種類（別表の号）」の欄には、別表各号のうち、原則最も関連の深いと考える号を記載してください。なお、複数の号に該当すると考える場合、複数選択いただいても構いませんが、該当理由を記入する欄には、可能な限り、最も関連の深い号との関連性も併せて記載してください。

また、該当理由を記載する欄には、当該事業の目的と、それが別表の号にどのように関連するかを簡潔に記入してください。

(別表各号への該当理由の望ましい記入例1(最も関連の深い号のみを記載する例))

事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
第1号	本事業は、〇〇分野の研究の充実を図るために研究者に対し研究助成金を支給するものであり、当該分野の研究を通じて学術の振興に寄与することから、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当すると考える。

(別表各号への該当理由の望ましい記入例1(複数の号を記載する例))

事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
第7号	本事業は、児童が自然と触れあう自然体験教室を企画・開催するものであり、豊かな情操を育む経験を児童に与えることから、「児童の健全な育成を目的とする事業」に該当すると考える。
第16号	当法人は児童の健全な育成を法人の目的としているため、本事業は、第7号が最も関連が深いのが、児童の時期に自然に触れ合うことを通じて、環境を大切にする感性を育むことも目的としており、「地球環境の保全を目的とする事業」にも該当すると考える。

(参照条文)公益法人認定法第2条第4号・別表、第5条第1号

(参照すべき「公益認定等ガイドライン」) I 1

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) p39